

令和8年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

令和8年3月5日(木曜日)

議事日程 第2号

令和8年3月5日(木曜日) 午前9時開議

日程第 1 一般質問

- ◇ 鈴木美香 君 . . .
 1. 交通安全への取り組み
 2. 検診に「あたまの健康チェック[®]」の項目を
 3. 行政におけるサイバーセキュリティの強化の取り組みは
 - ◇ 高橋市郎 君 . . .
 1. 職員等の定員管理計画と財政を圧迫する人件費について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	河合史将君	2番	江口樹君
3番	石坂欣也君	4番	牧田直己君
5番	茂木法志君	6番	星野宗央君
7番	鈴木美香君	8番	阿部清君
9番	高橋視朗君	10番	高橋久美子君
11番	森健治君	12番	石坂武君
13番	高橋市郎君	14番	小林洋君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	中澤聡	書記	小此木猛
書記	原澤達也		

説明のため出席した者

町長	阿部賢一君	副町長	茂木直人君
教育長	田村義和君	総務課長	鈴木伸史君
財政課長	中西紀子君	企画課長	小池俊弘君
税務会計課長	竹内理恵君	町民福祉課長	高橋輝君
子育て健康課長	泉経征君	環境課長	木樽晴彦君
上下水道課長	小林勲君	農林課長	合沢衛君
観光商工課長	本間泉君	地域整備課長	味戸勝彦君
学校教育課長	吉田武春君	生涯学習課長	大塚裕君

開 会

議長（小林 洋君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議長（小林 洋君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により、議事を進めます。

日程第1 一般質問

通告順序4 7番 鈴木美香

1. 交通安全への取り組み
2. 検診に「あたまの健康チェック[®]」の項目を
3. 行政におけるサイバーセキュリティの強化の取り組みは

議長（小林 洋君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、5名の議員より通告がありました。

昨日、3名の方の質問が終了していますので、本日、2名の方の質問を順次許可いたします。

初めに、7番鈴木美香君の質問を許可いたします。

7番鈴木美香君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） おはようございます。

7番鈴木美香、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、宇宙船地球号としての乗組員として、ロシア、ウクライナをはじめ中東和平を願い、この一般質問に立たせていただきたいと思います。

本日は欲張って3つの質問になります。全て大事だと思う内容で通告を出させていただきました。深掘りしていきますとどうしても時間が足らなそうなので、ご答弁は私が申したい内容は繰り返さないようご協力お願いしたいと思います。

最初に、交通安全の取り組みについてですが、来月もうすぐのことですが、4月1日から自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符と言われるものが自転車でも適用となります。これは今まで自転車の交通違反によって検挙されると有罪となった場合に前科がつく刑事手続、つまり取調べに伴う書類作成や出頭に関わる時間等の負担が警察側に大きく、

検察に送致されても不起訴とされる場合があり、違反者に対する責任追求が不十分であるという背景から、2024年の3月5日閣議決定され5月に国会で可決成立されたものです。対象となる違反は113種類とされ、反則金を納付した場合、刑事裁判や罰金を免れ前科がつくことはございません。また、原則運転免許に影響もないということです。主な違反行為と反則金の例といたしまして、スマートフォンの使用で1万2,000円、信号無視や逆送で6,000円、傘差し運転やイヤホンの使用で5,000円、二人乗りや並走で3,000円などとなっております。

最初の質問です。この法改正に関して町としてはどのように町民の皆様にも周知されるのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） おはようございます。

鈴木美香議員の一般質問に答弁させていただきます。

紹介して4月1日からということは当然もう承知しているのですが、その辺は割愛をさせていただいて答弁に入らせていただきます。

町といたしましては、本制度の円滑な施行と交通安全の意識の向上を図るため、町民の皆さんへの周知は大変重要な取組であるというふうに認識をさせていただいております。やはり我々個人的にも自転車を乗るときにはこういうもう罪になるんだということ、罰則があるんだということを意識して、なかなか自転車を乗る機会はないんですけども、乗るときはやはりそういう注意を払うべきだと思います。

具体的には、町ホームページや区長配布等によって内容や対象となる違反行為について周知をしております。また、本年2月の区長配布での回覧文書では、群馬県警が作成した「16歳になる、みなさんへ、これからの自転車利用方法について」という題名のチラシの中では、16歳以上の自転車運転者に違反行為があった場合に反則切符が適用されること、また、自転車保険に加入しなければならないことなどが記載されてあります。

また、反則金の対象となる交通違反先ほどご紹介ありました113種類あるため、主な自転車交通違反と反則金を抜粋し、交通反則通告制度等について交通ルールを必ず守らなければならないことなどが記載されてあります。16歳、15歳までが中学生ですから、中学生については昨年の12月に沼田警察署の職員が中学校を訪問し、3年生に対して4月1日から16歳以上に適用される自転車の交通違反における反則切符と反則金及び自転車特有の交通事故について説明と注意喚起を行ったところであります。

いずれにせよ、交通マナーの向上は町民一人一人の意識と行動が重要であります。そのために、学校、そして地域団体、事業者等と一層連携を強化したところで町全体での交通安全の取り組む機運を醸成していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、一次答弁させていただきます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 調べますと、今多くの自治体で周知を進めております。その方法の一つとしてチラシがございます。先ほど町長もおっしゃられました回覧版用であったりホームページなどでデータファイルとしてアップされているものがあったりしますが、見てみますと、ぱっと見て分かりやすいものが幾つかありました。シンプルなイラストやピクトグラムですね、このような、ちょっと、ごめんなさい、小さいものなんですけれども、ぱっと見て分かるような内容です。先ほどご紹介いただいた群馬県の警察が作ったものがこちらになりますね。ちょっと文字が多くて、どうしても見づらい、読みづらいというものがございます。そういうものも詳しく見る方にはいいかと思いますが、ちょっとぱっと見てこんなのが違反なんだというのが分かるように、シンプルなイラストやピクトグラムを取り入れて、世代や国籍、障害を持つ方々にも理解しやすいユニバーサルデザインを取り入れたものをみなかみ町でも作っていただけたらと思います。

今回の法改正を確認しますと、私自身昭和末期中学・高校生のときに自転車通学をしていた身として、113ある違反行為には幾つか当てはまることをやっていたこともあり、やってはいけなかった行為に過去の自分を反省するばかりでございます。また、今は自転車の運転者として時にはひやっとする場面に遭います。

直近の町内における交通事故の発生件数と人身事故を伴う事故の状況、また、そこで見つけた課題などがあれば、個人情報に配慮していただく中で教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 直近2年以内ということで限定ですので、ご紹介させていただきます。

町内における自転車の交通事故件数は、令和6年は発生件数が2件ありました。それで、令和6年が2件で、令和7年発生した件数が4件。幸いいずれも負傷、けがの状況は軽症であったと伺っております。

また、自動車の交通事故は、令和6年の発生件数が66件、負傷者が98人、死亡者が5人でありました。それで、令和7年につきましては、発生件数が41件、負傷者が67人、死亡者はおりませんでした。また、令和6年の死亡者5名のうち4名が国道17号線での事故で亡くなっております。このため、路線での事故防止のため、一昨年から沼田警察署、そして新潟県の南魚沼警察署とみなかみ町、そして湯沢町両町の交通安全協会が合同で国道17号沿いの永井地内にある三国峠上州口駐車場にて、新潟群馬県境合同交通安全広報啓発イベントを実施いたしました。これは、湯沢の田村町長も私も出席した中で、上下来る車を止めてぜひ交通安全に心がけてくださいというイベントだったんですけれども、上毛新聞等でも紹介されたところであります。

また、町の交通安全対策には町と警察との密接な連携が不可欠でありまして、今後も地域の安心安全な交通環境の確保に向けて努めてまいりたいと思っております。特に17号の三国峠、あそこはどうしてもやっぱりカーブが連続しまして、国土交通省に湯沢町長と私とで要望活動は国交省のほうには毎年提出をしているところであり、徐々にでありますけれどもカーブの改良等進んでいるかなというところでもありますけれども、まだまだちょっと危険な三国峠だというふうに思っております。

以上、直近の2年間の状況について答弁させていただきました。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 毎年数件発生しているということで、ゼロではないということです。国道や高速道路などが通り、また、観光を主産業の一つとしている我が町としては、町民以外の方の事故も多いと思います。町内の事故は町民の生活圏の中の事故ですから、いつどこで巻き込まれるかもしれないという危険性と隣り合わせだということです。町としての交通安全は基本中の基本として、行政の責任として取り組んでいかなくてはなりません。町民もしかり、いくら私たちハンドルを握る者が気をつけていたとしても、歩行者や自転車、シニアカー等運転者の方による交通ルールの遵守も極めて大事なことだと思われま

す。群馬県では、中高生の自転車事故が全国ワースト1位が続いているということで、被害者にも加害者にもなり得る状況が見えています。頭で分かっているだけではなく、実際事故を起こしたらどうなるのか自分事として行動できる交通マナーを身につける教育が必要となります。

4月からの新しい法改正では、自動車側は自転車の追い抜きに関して警察庁の有識者検討会の報告書で、1メートルから1.5メートルほど側方間隔、自転車からの距離ですね、を空け時速5キロから10キロの速さでの追い抜きとなります。それができない場合は、自転車の後ろを追従することになります。黄色いセンターラインのある道では1.5メートルの間隔は空けられませんから、追い抜きの際、黄色いセンターラインを超えた時点で車は交通違反となります。また、逆に中高生が自転車運転をしているときに後ろからゆっくり車がついてきたら怖い気持ちになると思いますし、自転車側もできる限り道路の左端によって運行しなければ違反となり5,000円の反則金を支払わなくてはなりませんので、これは学童や学生にも車の追い抜きに関して指導していく必要があると思います。

教育長にお伺いします。町内の中高生の児童生徒への交通安全教室の実施状況と内容について概要を簡略に説明をお願いします。

議長（小林 洋君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 鈴木美香議員のご質問にお答えいたします。

まず、小学校につきましては、毎年春に全部の学校が交通安全教室を実施しております。実施に当たりましては、学校の要請により町から交通指導員を派遣するとともに、警察の協力を得て警察官による専門的な指導を行っております。具体的には、校庭に白線を引いて道路や交差点、横断歩道を示し、電動の信号機を設置した上で、正しい自転車の乗り方や安全な通行方法について実技指導を行っております。また、座学による交通ルールの確認に加え、学校周辺の実際の道路において、信号機や横断歩道の利用方法を学ぶ機会も設けております。このように実際的な体験を通じて交通ルールを学ぶことで、児童一人一人が安全に行動できる力を身につけられるよう取り組んでいるところであります。

中学校につきましては、今年度は調整がつかず実施することができませんでした。しかし、例年は沼田警察署交通安全課に依頼いたしまして、体育館において自転車の正しい乗り方と交通安全に関する講話と映像による交通安全教室を行っています。

利根商業高等学校につきましては、沼田警察署交通安全課へ依頼し、毎年10月に生徒全員を対象として交通安全に関する講話と映像による交通安全教室を行っており、さらに2月には3年生を対象とした自動車免許に関する講義を沼田警察署交通安全課の方に実施していただいていると聞いております。

以上です。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 確認です。外での指導があるということなのですが、天候不順の場合はどのように対応されているのでしょうか。その外でやっていた分を中止にして違う方法でやっているのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 雨天などの場合は、体育館や教室で交通安全に関するDVDの視聴や警察官による安全講話などを実施している学校もあります。また、年間スケジュールを調整して予備日を設けている学校もありますので、外でできるような対応をしております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 交通安全教室は生徒一人一人の命を自ら守る授業です。大事な指導として設定された内容ですから、簡略化されたり内容を省いたりというようなことではなく、別日の日に設定でしっかりと遂行していただきたいと思います。

また、町内の小中高校全ての学校で交通安全教室は行っているということですが、内容に違いがあるようです。これは各学校の環境によるものとも推測されますが、スクールバスの発着がある学校で交通安全教室でバスの乗り降りに関する指導を実施しているのは新治小学校だけだと伺いました。それはどのような理由からでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 私のほうでも学校にちょっと確認をさせていただきました、新治小学校のほうにですね。新治小学校が行ったそのバスの乗り降りについての学習は、交通安全教室とは別の体験活動で、公共交通機関の利用についての学習で民間のバス会社の方に来ていただいてやったというような授業でございます。バスの乗り降りについての指導は、各学校はバス旅行の事前学習の中では必ずバスの乗り降りについての指導がされております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 交通安全としては、スクールバスこれから全ての学校が利用しますので、社会生活において交通安全の指導として本当にルール教室は行うべきだと思っております。引き続きお願いしたいと思います。

また、交通安全教室はやはり一定の指導基準が必要かと思われま。指導内容が年代や学年により変わりライフステージごとの安全教室があると思いますが、季節によるその時々で対応されているということですので引き続き、年齢によって知識や行動も変わってきます。年間を通して取り組むべきだと、取り組んでいただきたいと思います。

特にヘルメット着用に関しては努力義務としながらも推進していくべきですし、その上で事故を未然に防ぐためにどうしたらよいのか、トップダウンの教育だけではなく自ら考えるためのワークショップや上級生が低学年に教えていくことなども大きな効果が生まれると思います。いかがでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 交通事故の防止において、なぜ安全が重要なのか、どんな危険があるかなどを自分で考えて理解することはとても大事だというふうに思います。指導の方法はいろいろあると思います。いろんな指導がありますけれども、ご指摘のとおり、ワークショップや上級生が低学年に教えることなども有効かと思しますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ありがとうございます。アウトプットの学びや自らの行動にも直結していく効果が高いと思われますので、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

交通安全指導に関わる方々として様々な機関にご協力をいただいているかと思いますが、先ほど沼田警察の方にも来ていただきご指導いただいているということです。

教育委員会、学校、保護者、PTA、また道路管理者、地域住民、自治会など、それぞれ役割がございましたら教えてください。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） それでは、それぞれの主な役割について申し上げます。

まず、教育委員会は学校における交通安全教育について指導しまして関係機関との調整など行います。交通事故が発生した場合は、その報告を学校から受けまして、事故情報を分析して再発防止策を検討、実施する役割があります。

学校につきましては、日常の教育活動の中で交通ルールの遵守や安全な行動について指導するとともに、登下校時の安全指導や通学路の危険箇所の把握など、児童生徒に最も近い立場で実践的な指導を行う役割があります。

保護者やPTAは、家庭内で日常的に交通ルールの遵守や危険予知の大切さを指導するとともに、登下校時の見守り活動や街頭指導への参加など、地域ぐるみの安全確保に大きな役割を果たしていただいていると思います。

警察署は、専門的立場から交通安全教室や交通安全キャンペーンの実施、ポスター・冊子の配布を通じた啓発活動のほか、危険箇所の指導・助言、交通指導取締り、被害者の擁護、巡回や交通環境整備など、法令に基づく安全確保を担っていただいていると思います。

道路管理者は、安全な道路環境の確保を行うため、道路の整備、路面標示や標識の設置・維持管理、危険箇所の改善など、ハード面での安全対策を実施しております。

地域住民は、自らが模範となるよう交通ルールを遵守し、子供や高齢者の安全を見守り、交通事故防止に貢献する役割があります。

自治会は、日常的な見守りや危険箇所の情報提供、地域での啓発活動など、地域の実情に応じたきめ細かな支援を主体的に担っていただいていると思います。

以上です。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 町民の方を対象とした交通安全教室も必要かと思いますが、ぜひ企画していただき、せっかくですから町として一大イベントにさせていただけたらと思います。

町内で運行されているスクールバスについて、町と委託業者の間に交わされたスクールバス等運行管理業務委託仕様書によりますと、事故等発生時において連絡体制及び対応フローを作成していただくことになっております。

委託業者からの対応や責任は確認できましたが、町は事故発生の報告を受けた場合はどのような対応をするのでしょうか。先ほどちょっとご説明の中に事故等を受けた場合の調整とか連絡というのを伺いたんですが、もうちょっと詳しくお願いします。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） スクールバスに関わる事故が起きたときということで、町といたしましては、事故発生時の対応について、運転手が連絡できるようなまだ状況の場合ですね、事故が起きて、それを例に説明をさせていただきたいと思います。

まず、運転手が児童生徒の状況を確認し、運行業務を委託している大新東株式会社みなかみ地区業務責任者、それと警察、消防に連絡します。大新東の業務責任者は、学校、町教委、保険会社などに事故発生の連絡をします。町教委は、事故発生の報告を受けてからまず現地に向かい、事故の状況を確認します。特に児童生徒の乗車状況、けが人の有無、事故車両の破損状況を重点的に確認いたします。保護者への事故発生連絡は学校が行います。その後の対応として、町から保護者に通知文を发出し、事故の発生状況、けが人の有無、町の運行業者への指示内容、運行業者による謝罪、再発防止など、今後の対応についてお伝えをしております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） しっかりとしたフローというのができていますかと思いますが、実際訓練はしたことはありますかでしょうか。事故報告等の訓練をされたことはあるんでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 訓練はしてはおりませんけれども、毎年度の当初に、教育委員会、学校、運行委託業者の3者で協議、確認をし、連絡体制をまとめた用紙を作成して確認をしているというふうにやっております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 命に関わるものもございます。できれば実際やってみましょうということで提案していただき、実際連絡等々を確認し合うような訓練をお願いしたいと思います。

先日、桃野小学校に通う保護者の方から、登下校時校門の前の車の出入りやスクールバスが来年度増便することで不安を感じるという言葉がございまして、実際私もまちづくり協議会員であり安全生活推進委員でもあることも兼ねて緑の服を着て登校の見守りをさせて

いただきましたところ、確かに高校生と小学校の先生方、高校の先生方の車とスクールバスが複雑にクロスしているところを学童が横切るということがございました。見守っていたのはまちづくり協議会の方1名と校長先生1名でしたが、先生も朝の時間帯でお忙しく毎日ということではないそうです。見守ってくれている方もまちづくり協議会で場所や担当を決めているわけではなく、ご自身で見守っていて危ないと感じ、その場所に立ってくださっているそうです。

そもそもまちづくり協議会は任意の団体ですから、義務や委託ではない以上やるやらないというのは会員に委ねられていて、できないというときもちろんあり得ます。それでも安心して登下校できる体制が本来ならば基本的に必要な場所ではないかと思われそうですが、いかがでしょうか。その上で全体的にボランティアで見守りをさせていただくというのが本来の安心安全な登下校の基本だと思いますが、町のお考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 現在の桃野小学校の入り口では、工事の関係で今そこが出入口になっておりますけれども、教職員の車と児童との入り口が同じになっていると。出入りする教職員の方々の車の様子を見させていただきました。私も見させていただきましたけれども、そういうような状況を運転する方々は十分承知して注意深く徐行、停止等を行って、児童の安全にかなり留意していただいているというふうに思います。

学校の働き方改革において文部科学省が示している指針の中で、登下校の安全見守り、この業務については、学校以外が行う業務の区分になっています。そこで、現在もですけれどもボランティアの皆さんに大変お世話になっているというわけですが、学校の入り口ということもありますので、やはり地域の皆さん、保護者、学校が連携をして取り組んでいくことが大事だと思います。

また、子供たち自身の安全に対する理解と意識をやっぱり一層高める。結局、そこを歩行するのは子供本人ですので、子供たちが自分でしっかり注意をして歩けるように、そういう理解や意識を一層高めて適切な行動が取れるようにすることが、やはりさらに大事なというふうに思います。見守りと安全教育の両面を強化できるようにしていきたいというふうに思います。

また、令和8年4月に開校する月夜野小学校は、学校運営協議会を設置したコミュニティスクールとしての学校運営を展開していきます。その協議会において、あらためて登下校の見守りについての協議を行い、児童の見守り活動にご尽力いただける方のボランティア登録を募集する予定となっております。これにより、地域住民の方のお力添えによる児童の安全安心の確保につなげていきたいというふうに考えております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） あの校門前に6台のバスが入ってきます。5分おきに校門前に1台ずつ入ると伺っておりますが、道路状況では二、三台が重なることもあるかと思えます。そのバスの乗降箇所をグリーンエリアとしてそこでしか乗降できない場所の設置とか、プロの警備員の配置も視野に入れ、先ほどボランティアを募集してということなんですが、先ほど来

申しておりますとおり、どうしてもやっぱり基本的に技術的にも指導できるような方策が必要かと思っておりますので、安全確保にご尽力できる方、安全確保がきちんとできる方を配置していただけたらと思っております。

もう一つ、今年は9月1日から生活道路交通法施行令の改正に伴う生活道路の法定速度の引下げがございます。センターラインなどが無いいわゆる生活道路において標識がない場合、今までは時速60キロ制限から30キロ制限となる法改正です。まずは町内で対象となる主な道路はどこかお伺いします。町長、お願いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 30キロ制限の対象となるという……

7番（鈴木美香君） 主な。

町長（阿部賢一君） 主な、はい、紹介させていただきます。

生活道路は地域の住民の日常生活に利用するような中央線などが無い道路、先ほどご紹介ありました。沼田警察署に確認したところ、生活道路における法定速度が30キロに引き下げられる路線はまだ決定していないとのことですが、警察庁の資料を参考に担当課において現地を確認したところ、法改正に該当するとあくまでも想定される主な道路は、次の以下のとおりとなります。月夜野地区が2級町道上津幹線、師1号線、水上地区におきましては1級町道川上1号幹線、大穴幹線、新治地区が2級町道新巻2号幹線、羽場幹線があくまでも該当するかもしれないということでご理解いただきたいと思っております。

また、現在30キロに速度制限されている町道は9路線ありまして、月夜野地区が後閑政所線、上津106号線、月夜野47号線、水上地区が鹿野沢大穴線、湯原谷川線、藤原8号線、小仁田27号線、新治地区が布施203号線、相俣須川線となっております。

以上が現在の30キロ規制の状況であります。今後新たな規制につきましては、警察署の検討状況を注視しつつ、引き続き、連携を図っていききたいというふうにご考えております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 続けて、これも住民の方には周知が必要な情報だと思われま。どのような方法で周知を進めるのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 本制度は、生活道路における歩行者や自転車利用者の安全確保を目的としたものであり、地域住民の皆様への十分な周知が大変重要だというふうに認識はしております。

また、周知方法につきましては、まずは町のホームページや広報紙等へ制度の概要や趣旨について分かりやすく掲載していきたいと考えております。また、区長配布を通じての回覧や学校、そしてPTA等への情報の共有を行うほか、必要に応じて警察署と連携し、交通安全教室や街頭啓発活動などの機会も活用しながら周知を図っていききたいというふうにご考えております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

(7番 鈴木美香君登壇)

7 番(鈴木美香君) 令和2年4月に改正されたみなかみ町交通安全条例の基本理念は、交通の安全は現在及び将来にわたって維持されなくてはならない。人命の尊重を基本に、町、町民、事業所等がそれぞれの責務を自主的かつ積極的に遂行することにより確保されなくてはならないとされています。

町内では外国籍の方も多くの事業所で働いておりますが、日本の交通ルールの指導が行き届かない事業所もあるのか、時折大人数での自転車が夕方の交通量が多い時間帯に並列で車道を走行しているのを見かけます。車のドライバーから見たら夕方から夜間に上下黒い服、また雨の日などで目視が難しい中、自転車のライトや反射板がばらばら動くのは非常に危険であると感じます。

人命の安全を最優先にすべく事業所における交通マナーの指導実施の確認と強化、情報の共有が必要かと思われませんが、いかがでしょうか。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 情報の共有というお話ですけれども、先ほど美香議員からもご紹介がありました改正令和2年の4月にみなかみ町交通安全条例先ほどのご紹介がありましたので、それは割愛させていただきます。

交通安全の管理事業者による交通安全マナーの指導や関係機関との情報の共有は、条例の理念を具体化する上で重要な視点であるというふうに認識をさせていただいております。現在、町におきましては、交通安全協会が定期的に作成するポスターや冊子、チラシ等について事業者を含む幅広い町民に配布し、町民への交通安全の啓発を図っているところであります。

今後とも、やはり条例の基本理念に基づき、町、事業者、町民がしっかりと連携した上、一体となった交通安全対策を推進し、安全で安心なまちづくりにこれからもしっかりと努めていきたいというふうに考えております。

議長(小林 洋君) 鈴木君。

(7番 鈴木美香君登壇)

7 番(鈴木美香君) 基本理念では自主的にとはしていますが、町内の事業者への責務をいま一度確認と指導をお願いしたいと思います。

1つ目の質問は、今年新たな法改正があることと、月夜野地区の小学校が統合されることに伴う交通状況の変化、また、小中高、学校等の新年度が始まるに当たって登下校の変化があり、改めて町内の小中学校の交通安全への取組をお伺いし、交通事故のないまちづくりを目指すことを目的とさせていただきました。未来を担う子供たちにハード面からも事故のない環境を整えていただくことを切に願い、次の質問に移らせていただきます。

町が行っている検診に関するものになります。「あたまの健康チェック[®]」をと通告書にはずばり書いてありますが、その前に、現在、町が行っている健康診査についてお伺いします。

健康診査は厚生労働省の資料によると健康増進法19条の2に基づき市町村が実施することを努めるものとして、検診いわゆる特定検査、健康診査、後期高齢者健康診査、若年

者健康診査がございます。町では胸部のレントゲンや大腸がん、前立腺がん、肝炎検査や胃のバリウム検査、骨密度検診、子宮頸がん、乳がん検診、歯周病検診等、年齢や性別に合わせた検査を実施しております。

町が行っている基本的な健診内容と受診率をお伺いします。検査の方法としては、集団健診と個別受診の二通りがあるかと思いますが、それぞれの受診率が出ているのであれば、それも併せてお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 町では、現在、後期高齢者健康診査や国民健康保険の特定健康診査について、被保険者の健康状態の把握及び生活習慣病の予防を目的に、問診、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査などを行っております。メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を早期発見し早期対策に結びつけることを目的に、各種検査を実施しているところであります。医療保険者が実施する検査項目は厚生労働省令で定められており、その各検査項目は、特定健診制度に導入された平成20年から変更されておらず、現時点では検査項目に認知症機能検査は含まれていないのが状況であります。

次に、令和6年度に実施した75歳以上の高齢者が対象となる後期高齢者健康診査の受診率は35.7%となっており、前年度の33.8%から1.9%伸びております。一方、国民健康保険加入者の受診率は48.2%で、前年の49.8%から1.6%減少している状況であります。また、35歳から49歳の若年層を対象とした町独自の若年者健診は、特定健康診査と同様の内容で実施し、生活習慣病の早期発見に努めております。これらの受診率につきましては10.2%となっており、前年の9.8%から0.4%伸びているところであります。

一方、各種健診に関わる集団健診と個別健診別の割合ですが、後期高齢者診査の集団健診は46.7%、個別健診が30——、失礼しました、集団健診は64.7%です。申し訳ない。個別健診が35.3%となっております。国保の集団健診は70.1%、個別健診が29.9%でした。若年者健康診査については、52%が集団健診、48%が個別健診という結果となり、令和5年度数値とほぼ変わらない割合で推移をしていたところであります。

以上が率について説明させていただきました。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 日程が決まっている集団健診と自分のタイミングで予約する個別受診、受診率の違いにはそれぞれ理由があると思いますが、受診率を上げるための施策はどのようなものがございますか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 大変重要な課題だというふうに認識させていただいております。

健診の受診率向上に向けては、集団健診の日曜日の実施、そしてまた早朝実施、がん検診等との同日実施、健康づくりポイントの付与、広報や保険制度のリーフレットを通じた周知やきめ細かな個別案内、受診集団健診と個別健診の併用による利便性向上など、多角

的に周知を実施しているところであります。

さらに、国保では未受診者に対し年2回受診勧奨はがきを送付する取組も行っております。また、費用面では公費負担の拡充や自己負担軽減等について、関係機関と協議を進め無料で実施をしております。

いずれにせよ、やはり町民皆様方に健診をしてくださいというお声がけというのは大変重要なことだと思っております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 私も国保の対象で、すみません、はがきを何度も受け取っています。例えばですが、町報などに現時点での受診率と12月末までの期限をカウントダウン式に投げかけるのも効果があるのではないかと思います。

健康づくりポイントみなかみ町の独自の推進方式でよいかと思いますが、個別に受診した場合の受け取り方法はどのようになっていますか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 受け取る方法ということではありますが、健康づくりポイントについて、集団健診の場合は健診会場で受け取ることができますが、個別健診の場合は役場窓口に健診結果を持参していただく必要があり、受診が確認できれば付与することになっております。個別受診者のポイント付与方法の利便性向上については、やはり今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 中には個人受診では受け取れることを知らない方もいると思いますので、積極的に声がけをしていただきたいと思います。

続けて伺います。集団健診と個別受診同じ検査内容かと思いますが、1人当たりの検査費用はお幾らになっておりますか、同額なのでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 検査費用について答弁させていただきます。

集団健診と個別健診での1人当たりの検査費用については、国保特定健康診査及び後期高齢者健康診査の1人当たりの検査費用額の単価は同額となっています。集団健診の1人当たりの検査費用ですが、検査項目が多種にわたるため総額で申し上げますと、令和7年度の集団健診1人当たり費用額が合計で1万175円、個別健診は1万1,660円となっています。それで、若年者健診は、集団健診で1万326円、個別健診で1万1,781円となっております。

以上です。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 差額が大体1,000円ちょっとということなので、なるべく財政負担のかからない集団健診を促すために、先ほどの健康づくりのポイント付与額を個人と集団で変

えるのもよいかと思います。ご検討ください。

健診について基本的なことをお伺いしましたが、昨今の保健福祉の観点から見た社会的な課題に健康寿命という言葉がございます。2022年の統計を見ますと、男性の平均年齢が81.05歳で、健康寿命が72.57歳、女性の平均寿命が87.09歳で、健康寿命が75.45歳となっております。

平均寿命と健康寿命の差が小さければ、いわゆる不健康な期間が短いとされ、健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現ということになりますが、町の平均寿命と健康寿命の年齢、それに対する町としてのお考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 誰もが健康で長生きしたいという思いは持っているんだと思います。健康寿命とは、病気や介護を必要とせず自立した生活を送ることができる期間を指します。平均寿命は単に生存期間を示すものですが、健康寿命の延伸が大変重要であると認識をさせていただいております。

厚生労働省のまとめた資料によれば、みなかみ町における男性の令和6年度の平均寿命が82.6歳、要介護2までの方を指す平均自立期間は81.1歳で、その差は1.5歳。一方、女性の平均寿命は86.4歳、平均自立期間は83.2歳となっており、差は3.2歳となっております。令和元年度から比較すると、男性の平均寿命は3.5歳伸び、女性はほぼ横ばいの状況となっております。

町といたしましては、高齢者になってもより長く健康でいられることを目標に、介護予防などと連携した健康づくり施策をさらに推進していきたいというふうを考えております。

議長（小林 洋君） まとめに入ってください。

鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） まとめに入らなくてはならない時間帯になりました。

町の健康ということで、やはり今回通告書にしっかりと聞いた上で認知症とその対応というのを町にお伺いしたいと思って通告書を書かせていただいたんですが、深掘れすればするほど大事なことがございます。また、次回の一般質問等々でしっかりとその辺の認知症ですね、やっぱり社会的にその対策というのを国が推進しておりますので、その辺のことを町としての考えもしっかりとお伺いできる機会一般質問を使わせていただいて再度お伺いさせていただきたいと思います。

また、サイバーセキュリティに関しても、やはりごめんなさい深掘りしました。が、大事なことなんです、今回時間が足りないということで、今回は次に回させていただいて、しっかりと町のサイバーセキュリティ問題で対応をお伺いさせていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（小林 洋君） これにて7番鈴木美香君の質問を終わります。

ついて

議長（小林 洋君） 次に、13番高橋市郎君の質問を許可いたします。

13番高橋市郎君。

（13番 高橋市郎君登壇）

13番（高橋市郎君） 13番高橋市郎です。

今ほどの鈴木議員の一般質問の中にあたまの健康チェックというのがあって、私も受けたほうがいい年になったなとつくづく思いつつ今ここにいるんですけども、今回通告をさせていただきました項目4点ほどなんですけれども、50分という限られた時間の中を有効に過ごすように精いっぱい努力したいと思います。

最初に、一番大きな項目として、職員等の定員管理計画と財政を圧迫する人件費についてということで、これについては定員管理計画の取組、財政状況を圧迫する人件費、いはるこども園の民営化についてという3項目が関連するわけなんですけれども、まず最初に、定員管理計画の取組についての質問をさせていただきたいと思います。

通告にしたのと、あとは先般、総務課長ほか多くの職員の方に呼ばれましていろいろ聞きたいことは全て丸裸にされているのであえてここでは申し上げないんですけども、もう当然答弁書ができていると思うので、ひとつよろしくお願いします。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 高橋市郎議員からの質問に答弁させていただきます。

地方公共団体においては厳しい財政状況の下、効率的で質の高い行政を実現するため、行政需要の変化や地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理に取り組む必要があります。加えて、令和5年度から定年引上げに伴う対応も踏まえた中長期的な観点から、計画性を持って進めていくことが一層重要になってきております。

みなかみ町においても、このような必要性から定員管理計画を見直し、中長期的な人事行政を運営を図っております。定員管理計画の目標としては、令和9年4月1日現在、常勤職員数を一般職員207名、再任用職員18名、計225名とし、目標達成のための取組として組織・機構の見直し、職員の適正な配置、計画的な職員採用、効率的な事務事業の推進、職員研修による能力の向上を掲げました。

組織・機構の見直しは、計画策定前から、適時、課や係の再編を行ってきており、議員各位におかれてもご承知のことと存じます。なお、さきに議決いただきました令和8年度においても、町民ニーズの多様化への対応や組織の専門性を高めるため、組織・機構の見直しを実施いたしました。

職員の適正配置については、今年度から人材育成及び組織活性化の観点により、職員の異動希望等自己申告制度を試行的に導入し、個々の職員の能力等の育成と一層の活用並びに職員の意欲向上を図り、行政組織の円滑な運営及び発展に資するよう取り組んでいるところであります。

計画的な職員採用については、令和8年3月時点で職員数は、一般職員198名、再任

用職員が14名、計212名であり、定員管理計画上の年度別職員目標数は、令和8年4月で227名としていました。不足している理由として考えられますのが、数は人数的には少ないといえども、早期退職による職員減と採用試験合格者内定者の採用辞退に伴う新規採用職員の確保の難しさが挙げられます。こうした状況を踏まえ、職員の採用についてこれまで4月採用だけでありましたが、令和6年度から10月採用を実施しております。また、本定例会でご議決いただきました任期付職員条例により、知識や経験が必要な専門的な部門の人材を確保してまいります。

効率的な事務事業の推進については、アウトソーシングの活用、DXの推進による効率化を図ってまいります。また、新たな取組として、外部人材の登用を進め、専門性の深化と効率化、省力化を図っていきたくと考えております。

また、職員研修による能力の向上については、研修費を予算計上させていただいておりますので、引き続き、職員の能力向上を図るため取り組んでまいります。外部人材の活用により、その目的の一つでもある伴走支援を通じて職員の人材育成、職員の成長も併せて進めていきたいというふうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、一次答弁とさせていただきます。

議長（小林 洋君） 高橋市郎君。

（13番 高橋市郎君登壇）

13番（高橋市郎君） 合併当初385人の職員がいたのが、現状今町長が210何人と言ったようでしたけれども、私の手元にある7年4月1日の資料によりますと、一般職員の数が195名というふうになってはいますが、その辺の誤差はいいんですけれども、これだけスリムな行政執行の数になった。非常に大変な思いがあって、合併当初の385人から、行財政改革推進室でしたか、職員数240、予算規模100億を目指すというような中で、当初合併してから執行部と職員組合の役員の方との労使交渉があったということを聞いております。そのときに、執行部側から提案をしたのが、早期退職、58歳でしたか、の肩たたきが一つと、もう一点については職員一律給料カット、1割だったと記憶にあるんですけれども、2割じゃなかった、1割だと思ふんですけれどもカット、どちらを選択するかという交渉があったときに、職員組合から給料の一律カットは受け入れられないと、早期退職で対応するのはどうかという提案というか、そこで決着を見て、何年か早期退職をしたということを私も目の当たりにして大変気の毒なことを感じた思いがあります。そういった人たちの努力があって、現状があるということを私たちも忘れてはいけないのだなというふうなことを感じるわけです。

そういったことの中で現状の今ある程度の財政の建て直しができ、基金の積上げもある程度計画的にできているというようなことだと思ふんですけれども、今後の職員のいわゆる定員計画に沿って、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、少ない職員でこの業務を回す、いわゆる154億でしたか、今年度予算。昨日ちょっと質問すればよかったなと思ったんですけれども、そびれちゃってできなかつたんですけれども、当然国の予算がまだ決定されていない状況の中で、すぐ補正を、国の予算が決定された状況において補正を組むことになるのではないかなと、給食費の無料化等々の一つをとってもそうなるのかな

というように思うわけです。ということになってきて、今年度の補正、昨日あった町の補正予算も170何億でしたかになる。それだけの予算規模ということは、それだけ町にとって仕事量が大いんだなということを感じるわけです。

という中で、今、町の定員管理計画で削減をし、採用を控えた中での今の数、職員の年齢構成に少し偏りがある、このままだとちょっと不安じゃないかなということを感じるわけです。そういった中で、業務を間に合わせているのは再任用なり会計年度職員、会計年度のフルタイムなりパートタイムの方の数が非常に多くなってきて、そういう中で間に合わせて、間に合わせてという言い方はよくないんですけども、業務を遂行しているということ。やはりそういったことは、将来において安定した町の発展を担う職員の育成というものに対して不安を感じる町民も多くいるというふうに私は感じています。

その辺についてはどういうふうなお考えで職員のスキルアップを図り、また人事評価、または人材育成等々を、もちろん取り組んでいることではあると思うんですけども、その辺についてももう少し詳しく町長のお考えをお聞きしたいなと思うんですが。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） いろいろな取組をさせていただいているというのは先ほど一次答弁で紹介をさせていただきました。やはりなってからは非常に自己申告異動希望みたいなそういうのも試験的に取り入れさせていただいたり、人材の確保の観点から、いわゆる4月1日採用の試験、そして6年からでしたかね、10月1日の社会人枠の採用等で何とか人員を確保しております。

今ご指摘ありました将来にわたって不安があるんじゃないかということもありますので、毎年平準化で職員を採用していく考えであります。しかしながら、先ほども答弁でご紹介させていただきましたけれども、合格内定通知を出していても、やはり5人採用する予定だったということで内定通知をしたところで、最終的に例えば2人辞退とかというのも過去にはあったのも事実であります。ですから、やはり多くの方にこの役場の仕事に魅力を感じてもらって、ぜひ多くの方に受験をしていただきたいなというふうに考えております。

ご指摘の部分については、私も非常に将来にわたってちょっと心配のところもありますので、今の現段階の考えといたしましては、平準化の採用を心がけていきたいと思っております。

以上です。

議長（小林 洋君） 高橋市郎君。

（13番 高橋市郎君登壇）

13番（高橋市郎君） 今町長の言葉の中に内定辞退者が出るような時代になったと。これね、内定辞退者が出るなんていうことを言うようになったら、一般企業みたいに非常にイメージダウンになるんですよ。町に魅力がないから、町の将来を担うような仕事を私はしたいという意欲を持って受験した人は辞退をするというようなことは、町長の目指す住みたい町、住みたくなる町ナンバー1から真逆なことじゃないですか。もう少しその辺を面接なりいろいろ採用なことの中でもう少し考えたほうがいいと思いますよ。一般企業なら職員が集まんなきゃ倒産ですよ。町の職員になりたくないというような町になったこと自体が、も

う悲しいなというふうに私は思います。

それはそれとして、次のいわゆる財政状況を圧迫するというような項目も挙げてあるんですけども、これについては当初の答弁にもあったと思うんですけども、この財政計画が町が策定している中で、令和10年度に職員のいわゆる人件費が上がるというか増額になっています。当然現状の経済状況の中で給料が上がるような国にするんだという政府の方針もあるから、当然これは上がるのが不思議ではないなとは思いますが、経営管理計画の中でいわゆる正規職員プラス会計年度職員の比率が多くなっている、こういう現状の中でのいわゆる人件費の高騰というのはいかがなものかという点と、もう少し人件費を、もちろん人件費が必要なのは分かるわけで、人件費を必要なことの中でいわゆる会計年度なりその時々に必要な職員だけでなく正規の職員が将来を担える職員の育成に金がかかるとするのは、これは投資ですからいいと思うんですよ。その辺についてのバランスというものはどう考えるか質問をしたいと思います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 人口減少と高齢化が進む現状の中で、限られた財源の中でやはり効率的な行政運営を図っていく必要があります。先ほど給料は人事院勧告の関係で上がっております。職員の処遇改善を図りつつも業務の効率化やDXの推進による生産性向上を推進し、また、地域の実情に即した適正な人員配置を進め、持続可能な行政運営に努めてまいりたいと考えております。やはり町民サービスの質を落とすことなく、かつ、コストとバランスを重視した方策を継続して検討していく必要があるというふうに考えております。よろしいですかね。

議長（小林 洋君） 高橋市郎君。

（13番 高橋市郎君登壇）

13番（高橋市郎君） はい、分かりました。

それでは、次の私で言えば今回の一般質問の本丸に当たるにいはるこども園の民営化について質問に入らせていただきます。

町の子育て支援については、非常にレベルが高い、県内近隣市町村と比べても充実した支援がされているなという感じはします。今回の先日の条例改正等においても出産祝い金を10万円にするであるとか、いろいろな部分において充実されているなという感じはしているところであります。

そんな中で、こども園に関して今回は絞って質問をさせていただきたいと思います。

町においては3園のこども園があります。2園が民営化で、1園が町立の園であります。この2園について水上地区のわかくり保育園については学校法人が運営をしているわけであり、何年でしたか、平成22年だったと思うんですけども、学校法人建明寺学園でしたかがいわゆる町の保育園を吸収してこども園にした。

また、平成28年、27年に新子ども・子育て支援法が施行されたような記憶があるんですけども、それによってこども園という方向についていわゆる支援が拡充されるような政府の方針が示されたのを受けたと思うんですけども、つきよの幼稚園を社会福祉法人三峰会が運営している保育園が幼稚園を受け入れて吸収してつきよのこども園をつくっ

たと。このとき、いろいろな議論があったわけです。全国的に見ても幼稚園が保育園を吸収する事例は多くあったんです。というのはどういうことかということ、いわゆるこの先、もう10年、もっと前ですね、この先、あの当時の話ですけれども、幼稚園は入園する子供がだんだん少なくなるという想定がされていました。というのは、働く親が多くなるということ。なので、しかしながら、つきよのこども園の開設のときに、社会福祉法人三峰会に幼稚園を吸収してこども園にして運営をしていただきたいというのを町から申し入れたわけですよ。それはもちろん当然ご存じなことだと思うんですけれども、しかしながら、いろいろな情勢を見たときに、幼稚園を抱えるのは抵抗があるというんでなかなかすんなり受け入れてくれなかったことがあり、町との交渉がいろいろあったわけです。

それよりもっと遡るんですけれども、社会福祉法人三峰会を設立されたのは昭和55年頃だったと思うんですけれども、その当時、総務課長はそのことをよく知っていたんですけれども、知っている人はなかなか少なくなったなという感じがするんですけれども、保育園をつくるに当たって社会福祉法人を立ち上げたのは町が立ち上げたわけですよ。そのときに多分あのとき議長だったと思うんですけれども、増田多兵衛さんという方が議長だったと思うんですけれども、その方が中心になって社会福祉法人を立ち上げて三峰会をつくって、それでこども園をずっと運営していたわけです。

そういう経緯がある中で、平成27年につきよのこども園を立ち上げるときに、幼稚園を受け入れることに対しては抵抗があるけれども、民営でやっていく中で非常に大変な部分があったわけです。私議員になった当初厚生、まだ合併する前ですから当然なんですけれども、保育園の視察に行ったときに、お遊戯室の天井が落ちかかっていたような状況だったんですよ。それで、これ何とかしないんですかと言ったら、お金がなくてできません。そういう状況で議会が視察に行って、それじゃ子供のために安全な場所にするためには町がきちんとした補助金を立ててやるべきということの中から、それが事の始まりなんですけれども。

その後、いわゆる学校の耐震診断が一律行われた。それは合併してからの話ですよ。一律診断を教育委員会がした。そのときに教育委員会の担当者に、業者についてにあそこ通りっぱたにあるから見てもらったらどうだと言ったら、教育委員会の配慮で、旧のです、昔のですよ、下区にある保育園の耐震診断をお願いしたんですよ。業者にサービスというのはここで言っちゃいけないんでしょうけれども、通りながら見てくれという話だったら、見てもらうように業者には手配をしたんですけれども、業者いわく、見る必要ないですよ、外から車の中から見ただけでももう危険建物と判断できますよというような状況の中で、背に腹は代えられないということの中で幼稚園を受け入れることを三峰会は承諾をしたという経緯があるわけです。

しかしながら、非常に民営化したことは、あの私民営化を進めたんですけれども、中で経営をすることの大変さというのを目の当たりにしているわけです。そういう状況があるのと、昭和55年頃の話にまた戻るんですけれども、社会福祉法人三峰会を設立して職員を募集するときに、町職員と同等の給料レベルにしますよという約束が町とあったんですよ、その当時。もうその当時文書に残っているかどうか分かんないんですけれども、多

分残っていないと思うんですけども、その当時の約束した人たちはみんなお亡くなりになってしまったから何とも言えないんですけども、現状その当時採用された職員はまだ何人かいるんですけども、そういう約束があったんですけども、だんだんそういうことが薄れて格差がついたということがあるわけです。

そういう状況の中で運営がされているわけですけども、そういう経緯の中で今運営がされているわけですけども、その当時は教育環境と教育施設についての検討する特別委員会を議会で作った。一緒にやったんだよ、町長。その当時の最終報告書にいわゆる学校統合とこども園の民営化という項目がたしかあったというふうに覚えているんですけども、学校統合が全て済みました。あと残るはにはるこども園の民営化のみということになったわけですけども、それについて今回質問するのは、いわゆる民営化の方向について町長はどう考えているかを質問します。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） いろいろる過去の歴史というものをちょっとご紹介いただきました。ありがとうございます。

まず初め、民営化についての議論されてきた概要、経過について整理をさせていただきたいと思います。合併後の公共施設の効率化を目指し検討が始まりました。その中で平成20年7月の臨時会において教育施設等検討特別委員会が設置され、先ほどご紹介がありました高橋市郎議員が委員長で私が副委員長だったというふうに記憶して、共にいろいろな議論をさせていただきました。十数回に及ぶ会議を経て、平成20年の12月定例会で中間報告、平成21年12月定例議会で最終報告が行われております。この最終報告では、月夜野、水上、新治それぞれの保育園、幼稚園について民営化の方針が示され、新治地区においては、子供園開園後3年後の民営化を目指すこととされておりました。こうした一連の流れについては、当時委員長としてご尽力された高橋市郎議員ですからよくご存じのことと思います。そして、町当局でもこの報告書により民営化に向けた検討を始め、人材派遣会社などと協議を行った経緯がありますが、合意には至らず現在に至っている状況であります。

最終報告以降の町長答弁でも当時の岸町長は、民営化の方向で持っていきたいが、いつまでというふうに期限を切って検討している段階に至っていないと答弁しております。また、私自身も令和6年12月議会において河合史将議員からの一般質問で、にはるこども園の民営化について問われ、民営化への課題と解決策などの検討をして、町のいろいろな実情に合った方向性を示していきたいと答弁しているところであります。今までの考え方としては、だからそういう12月の定例議会で答弁したというのが思いであります。

議長（小林 洋君） 高橋市郎君。

（13番 高橋市郎君登壇）

13番（高橋市郎君） そのときだったかその後だったかな、時期はちょっと記憶にないんですけども、町長が3園とも経営形態は違えども子供たちにとっては公平公正でなければいけないという感覚は持っているんだと、そういう信念でやるんだという話をされたのを私は記憶しているんですけども、現状の経営の中で、いわゆる民営のこども園はいわゆる公定

価格、まあ、あんまりいい言葉じゃないなと思うんですけども、これは国が示すことなんですよね。公定価格によって補助金があるわけですね。その価格というものが、園児1人当たりというのが園の規模によって価格が違うということなんです。それについて、つきよの、わかくりの公定価格の単価というものはご存じですか。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） 答えいたします。

補助金の基準といたしまして国のほうで示されたものがあります。基本のものに対していろいろな加算というものがございまして、それがものすごく多岐にわたって多くあります。この場所でそれをちょっと言うのにはかなりの時間がかかりますので、そういったものについて価格が決まっているということだけご報告させていただきます。

ちなみに、規模によって価格が変わってくるんですが、わかくりこども園なんかのほうで人数が少ない、少ないほうが園児1人当たりの単価というものが高くなりますので、小規模のこども園に対して経営が厳しいということで金額のほうが多くなっているのかなというふうに感じております。

以上です。

議長（小林 洋君） 高橋市郎君。

（13番 高橋市郎君登壇）

13番（高橋市郎君） そういうことで規模が大きくなると効率的な運営ができるでしょうという国の方針なんだね。これちょっとおかしいと思うんだけど、国がやることだからしょうがない。それで、先般、先日いわゆる今回の予算書に載っている数字をわかくりとつきよのに幾ら幾らかお聞きをしたところ、つきよの幼稚園が2億400万、概算ですよ、子育て健康課で聞いた数字で、わかくりが1億1,400万、いはるこども園は、これは予算書の足し込みで人件費が1億三千何百万だと思うんですけども、あと運営費が五千何がしで、合計で1億8,400万、こういう数字なんです。1人当たりで割るとつきよのこども園が、1人当たりですよ、105万何がし、わかくりが180万、いはるは184万、こういう格差があるんですよ。それで、つきよのこども園については、わかくりもそうなんですけれども、施設を改修したときに自己負担があるわけですよ。つきよのこども園は6億6,000万の予算であそこを造った。そのうち国と県で75%だったと思うんですけども、1億五、六千万の自己負担が生じて、それを毎年返済しているんですよ。そして、これだけの差がある。いかに公立は恵まれているかなど。あの当時のことを振り返ったときに、公立にしておけばよかったかなっても私自身が思うような状況ですよ。

そういう状況の中で、あの当時、私も勉強が不足していたんで、一番の効率のいいのが先ほど課長が言ったようにわかくりさんみたいに小規模だろうが1人当たりの単価が上がるから経営が苦しいだろうから上げるんだというのが国の方針だろうけれども、つきよのこども園のように大規模なそれなりに大変さはあるわけですよ、子供が数が多ければ多いほど。なのに、こういう単価でやって、しかも自己負担の施設に対しての返済もし、園児

バスの運行もその経費の中で賄っているわけですよ。あの当時から、園バスに対して自己負担はにいはるにそろえてくださいよという申入れを私も岸町長と相対でやった覚えがあるんですけども、頑として受入れをしなかった。いまだかつて2,500円の園児の利用をする方からは徴収をしているんですよ。わかくりもつきよのもそういうことでやむなくのんだわけだ。しかしながら、わかくりさんは園バスに乗る子供がもうゼロになったと。つきよのも大分少なくなってでっけえバスはいらなくなったんだけど、ちっちゃいワゴン車でやるぐらいの人数しかいない。しかしながら、2,500円徴収している。これ公平公正じゃないですよ、それだけとつても。

それと、職員の数字、わかくりさんは職員数が26人だそうです。これは学童もやってくれているので多分そういう数字になると思うんですけども、つきよのこども園は給食を含めて43人の職員です。にいはるこども園は何人ですか。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

会計年度職員、非常勤を含めましてにいはるこども園の職員数は29名になっております。

以上です。

議長（小林 洋君） 高橋市郎君。

（13番 高橋市郎君登壇）

13番（高橋市郎君） 29名という回答なんですけれども、これ栄養士、調理員も含んでいるんですか。調理員は含んでいない。

（「職員数」の声あり）

13番（高橋市郎君） だから、にいはるこども園に関わる職員数と言ったんですよ。保育士とかそういうんじゃない。給食を作る人は職員じゃないんですか。自園調理だよ、今度は。

（「はい」の声あり）

議長（小林 洋君） そこで答えんな。

13番（高橋市郎君） そうでしょう。自園調理に今度したから調理員の数も増えていると思うんですよ。あの学校要覧、令和6年度の学校要覧を見ると、調理員を含んで33名というふうに学校要覧に載っていますよね。その認識の違いというのはどこあるんだか、町長。町長はどういう認識だ、人数。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 調理員さんを含めた全ての方が今おっしゃったから33人というのが正確なあれだというふうに思います。認識はだから調理員さんもこども園に関わっていると。

議長（小林 洋君） 高橋市郎君。

（13番 高橋市郎君登壇）

13番（高橋市郎君） これは、いわゆる令和6年の学校要覧だから、あれ以後3億3,000万かけて調理室を含んで全面改修をした。それ以後、それまでは給食センターからの満3歳以上はだと思っんですけども、今回は自園調理で全部やっているということになると調理

員今までと同じじゃないのかなと思ったもので質問したんですよ。同じなんですか。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

給食の調理員につきましては委託をしておりますので、そちらのほうが4名ということになりますので、先ほどの計算でいうと29足す4で33名ということになるかと思いません。

以上です。

議長（小林 洋君） 高橋市郎君。

（13番 高橋市郎君登壇）

13番（高橋市郎君） 多分先ほどの予算の1億8,400万の中にはその調理の委託が入っているんだということだと思うんですけども、そういうのを鑑みたときに、いわゆる本来なら先ほど言った予算のほかに町単独での補助金もいっているわけで、これが1,300万と570万町から運営補助金がいっているから、先ほどの数字プラスこの数字になるとは思うんですけども、やはりそういった中で、もう少し私立に対しての支援というものを、これは要望がないからというふうに答えられると何とも言えなくなるんですけども、町の場合は予算編成をする段階で要望を拾い上げて予算要求をするわけです。財政課長が首を縦に振るか横に振るかは別問題として、しかしながら、民の場合においては、要望書なりそういうものに上げなければ見えてこないから、要望がないから補助金にならないんだよということになるかと思うんですけども、ある程度必要なものはこれからは要求をしていかなければならないのかなという点。

それともう一点、ちょっと話の中で、いわゆる最初のときの質問に戻るんですけども、定員管理の中で一番貢献しているのは教育と民生なんですよ。職員数の削減に対してですよ。この数字を見ると、教育部門が55人、民生が29人、ほかの一般行政が、平成18年から令和4年の数字がここに載っていますけれども、一般職で30人、民生が29人、教育が55人、教育がうんと貢献しているというのは、給食ないしスクールバスを外部委託している。アウトソーシングだとかいろいろな部分をやって職員を削減してきているわけですよ。にいはるこども園をいつまでも公立ですることが、いわゆる定員管理計画に基づいて行政改革をすることに対して合っていないんじゃないかというような感じがするわけですけども、にいはるこども園を民営化すれば、まあ、29人ですよ、調理員を除くと29人と言われた、その職員はほかに回せるわけですよ。そういう考え方の中から今回は質問を持っていこうと思って。

4つ目の質問をする時間がなくなったから、これは連合審査のときに聞けばいいからいいんですけども、やはりそういった先ほど言ったようにわかくりさんもつきよのこども園も社会福祉法人三峰会もそういう町の方針を理解して協力しているわけですよ。あの当時、時間がないからまとめろって議長が多分言うから、言うだろうからあれなんですけれども、その当時、いわゆるつきよのこども園をつくるときに、つきよの幼稚園の職員はみんなにいはる行ったんですよ、正規の職員は。にいはるの職員が今度は臨時があふれちゃ

って、その臨時の職員とつきよの幼稚園の職員をつきよのこども園は受入れをしたわけですよ。そのときに、町の要望として臨時のにはるの、あのときこども園だったんだから、こども園のほうが早かったんだから、にはるこども園の臨時の方をつきよのが受け入れてくれと、受け入れてできれば正職員にしてくれということを町が言ったんですよ。そういうことを忘れてられちゃ困るなというのが私の思いです。

時間がなくなったので、議長がやめろという前にもうやめますけれども、その辺をよくご理解をいただき、引き続き、町長をやるということが上毛新聞にでかく載ったんで、一面に載ったんだから、そういう昨日も言ったことはやるんでしょうって大分きつくやられたでしょうけれども、ぜひともその辺はご理解をいただいて、子供たちのためになるようなそんな町政の施策をお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（小林 洋君） これにて13番高橋市郎君の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わりにします。

休会の件

議長（小林 洋君） お諮りいたします。

明日3月6日から、15日までの10日間は議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、明日3月6日から15日までの10日間は、休会することと決定されました。

発言の訂正

議長（小林 洋君） ここで、昨日の質問に対する訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

上下水道課長。

（上下水道課長 小林 勲君登壇）

上下水道課長（小林 勲君） 昨日の星野議員の一般質問の中の回答として、物価上昇率、物価を上昇させる一つの要因として円高という表現をしましたが、これは間違いで円安というところで訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

散 会

議長（小林 洋君） 以上で本日の議事日程第2号に付されました案件は全て終了いたしました。

本日、本会議終了後、11時より議員全員協議会を開催いたしますので、出席をお願いいたします。

明日3月6日は、午前9時より予算連合審査会を開催いたします。

3月9日には、午前9時より総務文教厚生常任委員会、10日、午前9時より産業観光生活環境常任委員会を開催いたします。

11日には、午前9時より議会だより編集特別委員会を開催いたします。

最終日16日は、午前9時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

(午前10時42分 散会)